

修学資金借用証書

借受人は、次のとおり鴨川市看護師等修学資金を借り受けました。ついては、借受人及び連帯保証人は、修学資金の返還等に当たっては下記のとおり確約します。

借 受 金 額	円
借 受 期 間	平成 年 月から 平成 年 月まで

記

- 1 鴨川市看護師等修学資金貸付条例（以下「条例」という。）及び鴨川市看護師等修学資金貸付条例施行規則（以下「規則」という。）に定める届出又は報告を必ず行います。
- 2 条例第9条第1項各号に掲げる事由に該当したときは、その翌月から貸付相当期間での月賦均等方式により返還を行います。
- 3 次の各号の一に該当することにより市長から請求されたときは、借受金に関する債務の一切に係る期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
 - (1) 返還金の納付が一部でも遅滞したとき。
 - (2) 条例又は規則に定める届出又は報告を怠り、市長から催告をしてもこれに応じないとき。

平成 年 月 日

鴨川市長 様

借受人 住 所
氏 名 ⑩
連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩
連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩

氏名欄は署名とする。